

令和2年第1回定例会
一般会計予算決算常任委員会資料
(令和2年度一般会計予算審査資料)

令和2年度当初予算 一般会計予算決算常任委員会(民生福祉分科会)資料提出事業

No.	新規・継続	重点プロジェクト外	事業名	予算額(千円)	款	項	目	予算書ページ	課名	資料ページ
23	新		社会保障生計調査事業	363	3	3	1	164 ~ 167	社会福祉課	117 ~ 120
24	継	②	子育て総合支援センター管理・運営事業(子育て総合支援センター事業)	11,477	3	2	8	162 ~ 165	子育て支援課	121 ~ 124
25	継	②	山陽地区公立保育所整備事業	467,507	3	2	4	154 ~ 159	子育て支援課	125 ~ 128
26	新	②	公立保育所事故防止推進事業	4,555	3	2	4	154 ~ 159	子育て支援課	129 ~ 132
27	継	②	放課後児童対策事業(放課後児童クラブ)	102,181	3	2	6	160 ~ 161	子育て支援課	133 ~ 136
28	新	②	子ども医療費助成拡充事業	11,000	3	2	2	152 ~ 155	子育て支援課	137 ~ 140
29	新	②	発育・発達事業(療育教室)	226	4	1	1	168 ~ 174	健康増進課	141 ~ 144
30	新	②	妊婦健康診査事業(歯科健診)	818	4	1	1	168 ~ 174	健康増進課	145 ~ 148
31	新		若者健康診査	1,313	4	1	2	174 ~ 177	健康増進課	149 ~ 152
32	新		定期予防接種事業(ロタワクチン)	10,521	4	1	2	174 ~ 177	健康増進課	153 ~ 156
33	新		成年後見制度利用促進体制整備推進事業	73	3	1	1	130 ~ 135	高齢福祉課	157 ~ 160
34	新	①	東京2020パラリンピック聖火フェスティバル実施事業	753	3	1	2	134 ~ 139	障害福祉課	161 ~ 164
35	継		空家等の適正管理の補助事業	2,500	2	1	1	68 ~ 75	市民生活課	165 ~ 168
36	継		証明書コンビニ交付事業	9,595	2	3	1	116 ~ 119	市民課	169 ~ 172

令和2年度当初予算 一般会計予算決算常任委員会(産業建設分科会)資料提出事業

No.	新規・継続	重点プロジェクト外	事業名	予算額(千円)	款	項	目	予算書ページ	課名	資料ページ
37	新		ハザードマップ整備事業	9,000	8	3	1	230 ~ 231	土木課	173 ~ 176
38	新		公園内老朽化施設等撤去事業	8,538	8	5	2	236 ~ 239	都市計画課	177 ~ 180
39	新	③	本山岬公園(くぐり岩)整備事業	1,097	8	5	2	236 ~ 239	都市計画課	181 ~ 184
40	新		スマイルエイジングパーク事業	14,700	8	5	2	236 ~ 239	都市計画課	185 ~ 188
41	継		用途地域見直し事業	6,958	8	5	1	232 ~ 236	都市計画課	189 ~ 192
42	新		市営住宅外壁改修工事	40,330	8	6	1	242 ~ 245	建築住宅課	193 ~ 196
43	新		交通系ICカード導入事業	2,289	7	1	1	212 ~ 215	商工労働課	197 ~ 200
44	新		高泊地区新規公共交通導入事業	3,047	7	1	1	212 ~ 215	商工労働課	201 ~ 204
45	新	①	ガラスのブランド化推進事業	12,248	7	1	2	214 ~ 217	商工労働課	205 ~ 208
46	継		農業振興地域整備計画事業	4,945	6	1	3	198 ~ 201	農林水産課	209 ~ 210
47	継		農地利用最適化推進事業	15,606	6	1	1	194 ~ 197	農業委員会	211 ~ 216

令和2年度当初予算 一般会計予算決算常任委員会(理科大分科会)資料提出事業

No.	新規・継続	重点プロジェクト外	事業名	予算額(千円)	款	項	目	予算書ページ	課名	資料ページ
48	継		山陽小野田市立山口東京理科大学運営費交付金事業	1,590,987	2	7	1	128 ~ 131	大学推進室	217 ~ 222
49	新		山陽小野田市立山口東京理科大学授業料等減免補助事業	71,713	2	7	1	128 ~ 131	大学推進室	223 ~ 225

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)	
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	9	防災体制の充実	1	防災対策等の充実
	実施計画名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	事務事業名	
	防災知識普及啓発事業				ハザードマップ整備事業	

事業概要	<p>平成27年5月の水防法改正により、国、県又は市町村は想定し得る最大規模の降雨・潮位に対応した浸水想定を実施し、市町村はこれに応じた非難方法等を住民等に適切に周知するためにハザードマップを作成することが必要になった。</p> <p>このことから、県は洪水・高潮浸水想定区域の見直しを行っており、市は、この結果を踏まえて、被害予測、浸水範囲及び避難方法等に係る情報を住民に提供し、被害を最小限にとどめることを目的として、洪水(有帆川、厚狭川)・高潮ハザードマップの全面更新を行う。</p>	対象	関係自治会住民
		手段	ハザードマップ作成、配布
		意図	被害予測、浸水範囲及び避難方法等に係る情報を住民に提供し、被害を最小限にとどめる

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R1の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		H30	R1(4月～7月)	R2	R3	R4
1	ハザードマップ作成 活動			1件	1件	1件
2						
3						

令和2年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえた令和2年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	法律により義務づけられている事業	3	35
	自治体関与の妥当性	法律により義務づけられている事業	5	
	対象(受益者)の妥当性	住民への周知が法律により義務づけられている事業	5	
有効性	事業の優先度	防災事業で市民生活の安全確保のための事業	5	
	類似事業の存在	類似事業なし	5	
	個別計画・政策との整合性	国の政策に合致している事業	3	
効率性	実施主体の適正化	市町村によって作成することが義務づけられている事業	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めることが適切でない事業	3	
	コスト効率	競争入札を実施している	3	

事業期間	R2	年度	~	R4	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無	
予算費目	款	8	土木費			項	3	河川費			目	1	河川管理費
	細目	1	河川管理費					細々目	1	河川管理費			

(単位:千円)

		総事業費	H30(決算額)	R1(予算額)	R2	R3	R4	R5	R6				
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。				ハザードマップ作成委託料	9,000	ハザードマップ作成委託料	9,000	ハザードマップ作成委託料	10,000			
	合計		0	0	9,000	9,000	10,000	0	0				
財源内訳/割合	国庫支出金				4,500	4,500	5,000						
	県支出金												
	地方債												
	その他												
	一般財源				4,500	4,500	5,000						
	合計	0	0	0	9,000	9,000	10,000	0	0				

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	特記事項
社会資本整備総合交付金事業(国土交通省) 補助率:1/2	県の事業進捗に合わせてハザードマップの見直しを行う。 R2 洪水ハザードマップ(有帆川) R3 洪水ハザードマップ(厚狭川) R4 高潮ハザードマップ(4地域)
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
水防法	

事業スケジュール(案)

	令和2年度												令和3年度												令和4年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
■県事業																																				
浸水想定区域(有帆川)																																				
浸水想定区域(厚狭川)																																				
高潮浸水想定区域																																				
	※高潮浸水想定区域は、解析結果によるためスケジュールが未定																																			
■市事業																																				
洪水ハザードマップ(有帆川)																																				
洪水ハザードマップ(厚狭川)																																				
高潮ハザードマップ																																				

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)			小項目(基本事業)		
	3	都市基盤	19	公園・緑地の整備・保全		1	都市公園の整備と管理	
	実施計画名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	事務事業名			
	都市公園維持管理事業				公園内老朽化施設等撤去事業			

事業概要	経年劣化等により、使用を禁止している公園内の老朽化した施設について、長年放置することは公園管理上好ましくなく、また、景観も損ねているため、順次撤去していく。		対象	都市公園内施設等	
			手段	老朽化した施設の撤去	
			意図	利用者の安全と美観の確保	

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R1の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		H30	R1(4月~7月)	R2	R3	R4
1	撤去施設数	0	0	1	7	3
		0	0			
		0.0%	0.0%			
2						
3						

令和2年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえた令和2年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	基本施策に基づき、老朽化した施設を撤去するため、妥当である。		A
	自治体関与の妥当性	山陽小野田市都市公園条例により設置した施設であるため、妥当である。		
	対象(受益者)の妥当性	都市公園内施設であるため、妥当である。		
有効性	事業の優先度	公園利用者の安全性を確保するため、早急に対応すべきである。		
	類似事業の存在	なし。		
	個別計画・政策との整合性	なし。		
効率性	実施主体の適正化	設置者として市は適正な施設管理を行う義務がある。		
	受益者負担の適正化	受益者に負担させるのは妥当でない。		
	コスト効率	入札を行うことにより、コストダウンを図ることができる。		

事業期間	R2	年度	~	R7以降	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無	
予算費目	款	8	土木費			項	5	都市計画費			目	2	緑地公園費
	細目	1	緑地公園費				細々目	2	開設公園維持管理事業費				

(単位:千円)

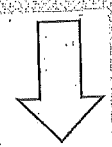
		総事業費	H30(決算額)	R1(予算額)	R2	R3	R4	R5	R6	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。				工事請負費	工事請負費	工事請負費			
					江汐公園ボート乗場	8,538	浜河内トイレ2基	1,800	街区公園トイレ3箇所	2,400
							糸根公園売店施設	6,300		
							竜王山公園オートキャンプ場展望台	1,691		
							竜王山公園トイレ2基	1,800		
							江汐公園見晴らし塔	1,100		
	合計		0	0	8,538	12,691	2,400	2,400	0	
財源内訳 / 割合	国庫支出金									
	県支出金									
	地方債									
	その他				江汐公園施設整備基金	8,538				
	一般財源						12,691	2,400	2,400	
	合計	0	0	0	8,538	12,691	2,400	2,400	0	

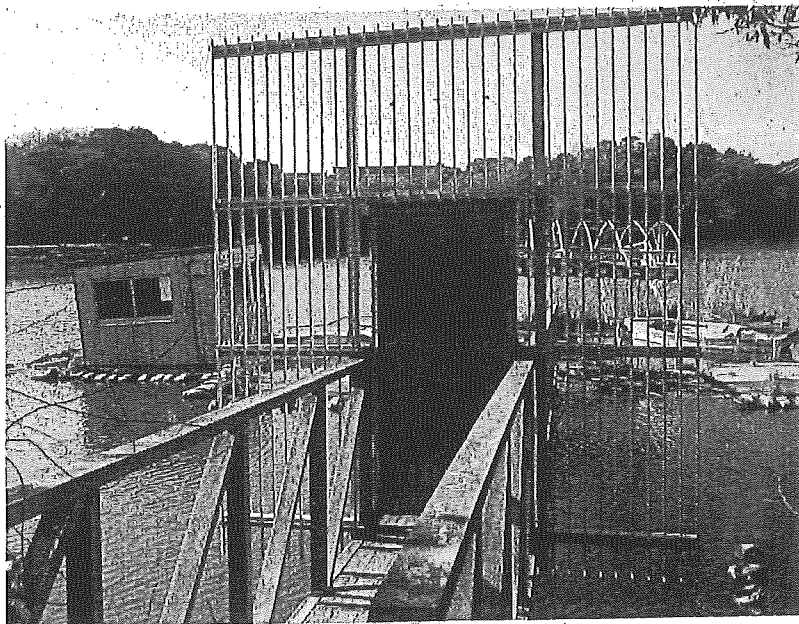
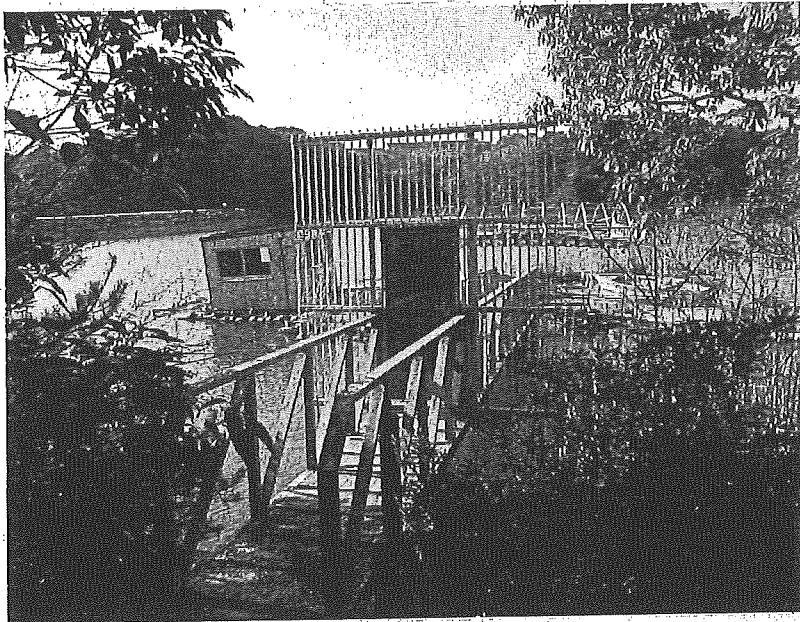
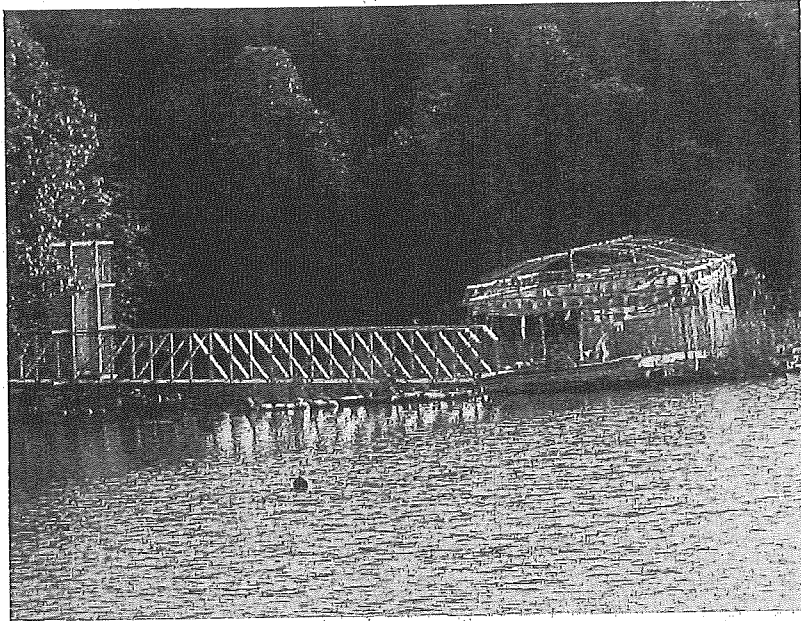
国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	<p>昭和44年 有限会社江汐観光を設立して、江汐公園ボート乗場を設置・運営。 (ボート乗場の設置は、市(観光協会)からの要望によるもの)</p> <p>平成5年3月 江汐公園ボート乗場改修工事 請負者: 中村通産(株) 小野田工場 契約金額 19,982,000円 工期 平成5年1月6日~平成5年3月30日 改修理由 老朽化し錆び等で美観が悪く、また床(縞鋼板)に穴があいて危険な常態であるため。</p> <p>平成17年9月 営業停止。 理由 相次ぐ台風襲来の被害を受け、棧橋が安定せず危険な状態にあるため</p>

公園内老朽化施設等撤去事業



ボート乗場





施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)	
	3	都市基盤	19	公園・緑地の整備・保全	1	都市公園の整備と管理
	実施計画名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	事務事業名	
	都市公園維持管理事業		新	3-(1)	本山岬公園(くぐり岩)整備事業	

事業概要	<p>くぐり岩で注目を集めている本山岬公園について、今後増加していくことが見込まれる観光客に対応するため、トイレの更新、市道の拡幅等を計画的に行う予定である。 令和2年度は、まずは展望広場からの景観を確保するため、周辺の木の伐採を行う。</p>		対象	本山岬公園
			手段	景観を確保するための木の伐採、トイレの新設、市道の拡幅等を行う。
			意図	観光客誘致及び快適な公園環境向上の促進

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R1の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		H30	R1(4月～7月)	R2	R3	R4
1	観光ツアー誘致回数 活動			1	1	3
2						
3						

令和2年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえた令和2年度以降の取組方針			

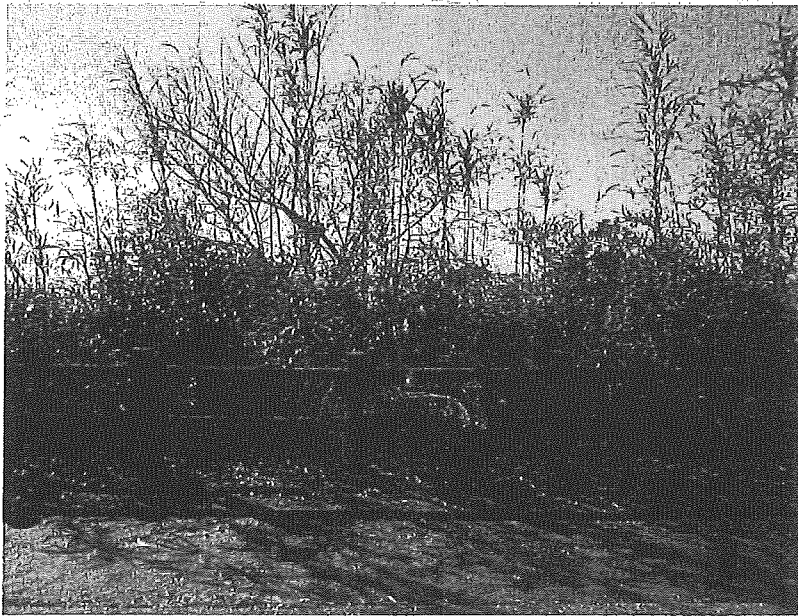
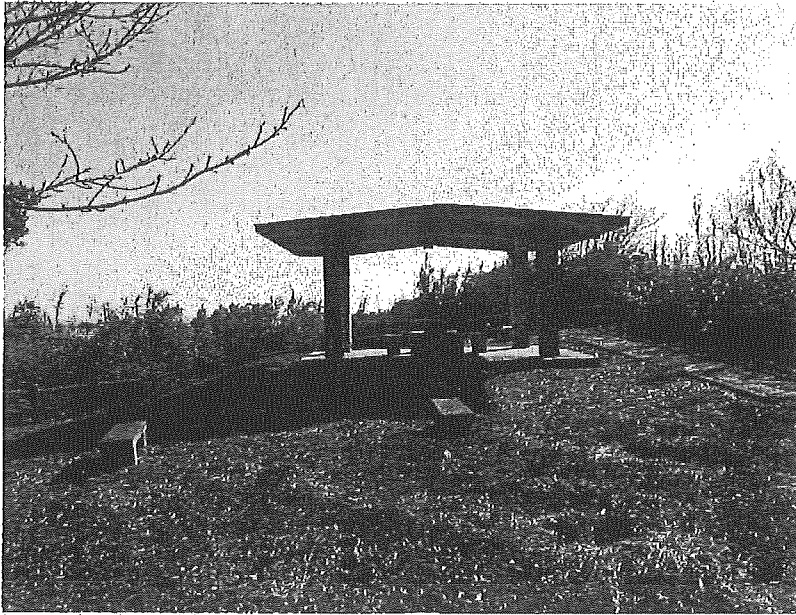
視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	重点プロジェクトに該当する事業であるため、妥当である。	5	35
	自治体関与の妥当性	山陽小野田市都市公園条例により、市が設置した公園であるため、妥当である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	観光客の増加が見込まれるため、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	観光客の増加が見込まれるため、早急に行うべきである。	5	
	類似事業の存在	なし。	5	
	個別計画・政策との整合性	山陽小野田市観光振興アクションプランに基づく事業である。	3	
効率性	実施主体の適正化	市が実施すべき事業である。	3	
	受益者負担の適正化	受益者に負担させるのは妥当でない。	3	
	コスト効率	入札を行うことにより、コストダウンを図ることができる。	3	

事業期間	R2	年度	~	R2	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	8	土木費			項	5	都市計画費		目	2	緑地公園費
	細目	1	緑地公園費				細々目	2	開設公園維持管理事業費			

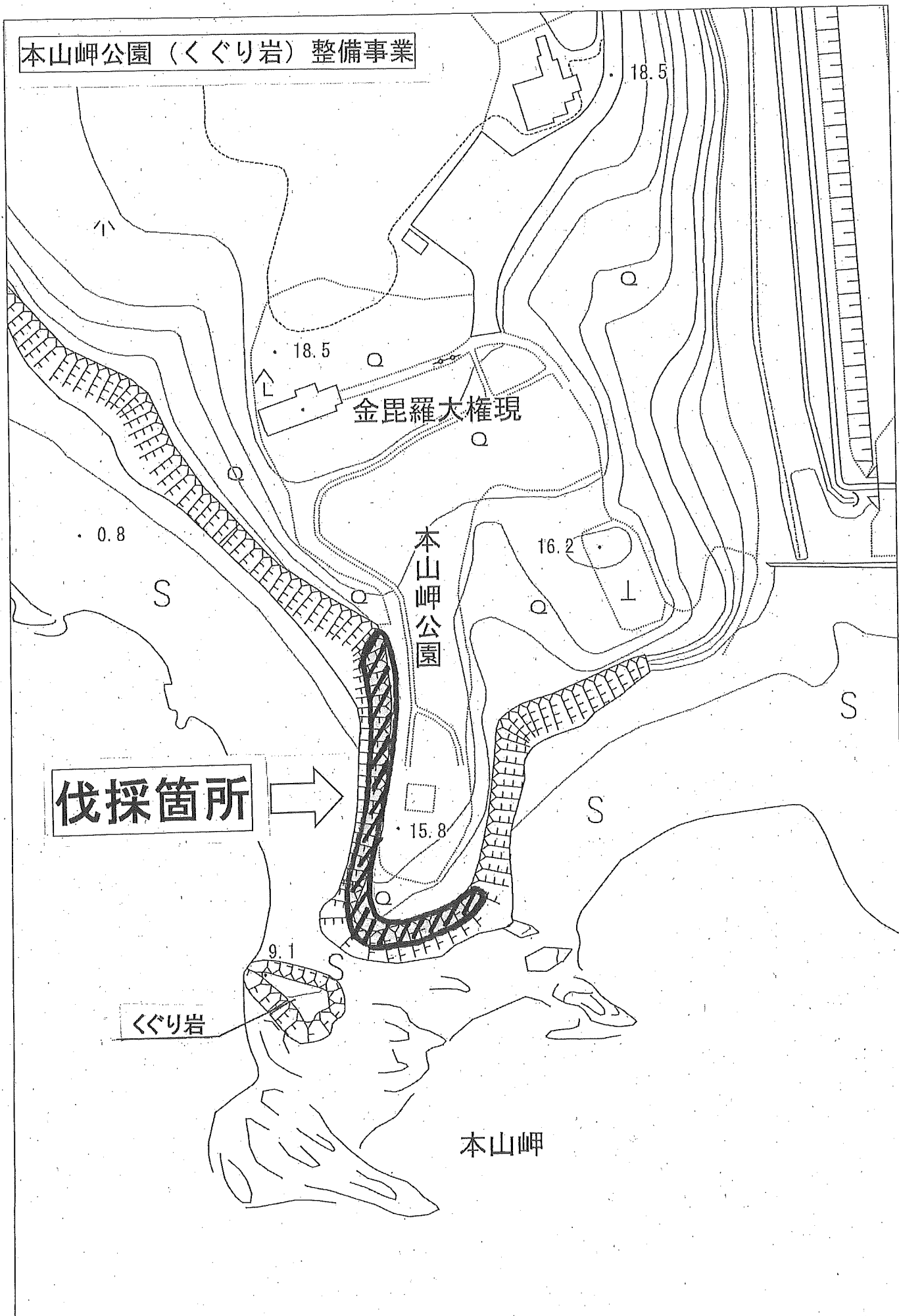
(単位:千円)

		総事業費	H30(決算額)		R1(予算額)		R2		R3		R4		R5	R6		
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。						立木伐採委託料	1,097								
	合計	1,097		0		0		1,097		0		0	0	0		
財源内訳/割合	国庫支出金															
	県支出金															
	地方債															
	その他	1,097						ふるさと支援基金	1,097							
	一般財源															
	合計	1,097		0		0		1,097		0		0	0	0		

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	



本山岬公園（くぐり岩）整備事業



施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)			小項目(基本事業)		
	3	都市基盤	19	公園・緑地の整備・保全		1	都市公園の整備と管理	
	実施計画名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	事務事業名			
	都市公園施設整備事業				スマイルエイジングパーク事業			

事業概要	健康寿命の延伸を目指す、スマイルエイジング事業の一環として、市内3か所の都市公園で、ウォーキングコースの園路改修や健康遊具の設置をすすめ、市民の運動習慣のきっかけづくりのための環境整備を行う。令和2年度は須恵健康公園、令和3年度以降は江汐公園、糸根公園での整備を予定している。		対象	須恵健康公園、江汐公園、糸根公園	
			手段	健康遊具の設置及びウォーキング用園路の改修	
			意図	運動習慣のきっかけづくり、健康寿命の延伸	

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R1の上段は年間目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			H30	R1(4月~7月)	R2	R3	R4
1	健康遊具設置公園数	活動	0	0	1	1	1
			0	0			
			0.0%	0.0%			
2							
3							

令和2年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえた令和2年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	総合計画の重点プロジェクトに次ぐ「スマイルエイジング」の取組の一つであり、要望によるものでもある。	5	35
	自治体関与の妥当性	都市公園であり、施設の維持管理は市が行うものである。	3	
	対象(受益者)の妥当性	都市公園施設である。	5	
有効性	事業の優先度	総合計画の重点プロジェクトに次ぐ「スマイルエイジング」の取組の一つであり、要望によるものでもある。	5	
	類似事業の存在	行っていない。	5	
	個別計画・政策との整合性	「スマイルエイジングチャレンジプログラム」(3月策定予定)に掲載あり。	3	
効率性	実施主体の適正化	都市公園であり、施設の維持管理は市が行うため適正である。	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めることは適当ではない。	3	
	コスト効率	入札にて請負金額を決定するため妥当である。	3	

事業期間	R2	年度	~	R4	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	8	土木費			項	5	都市計画費		目	2	緑地公園費
	細目	1	緑地公園費				細々目	4	開設公園整備事業			

(単位:千円)

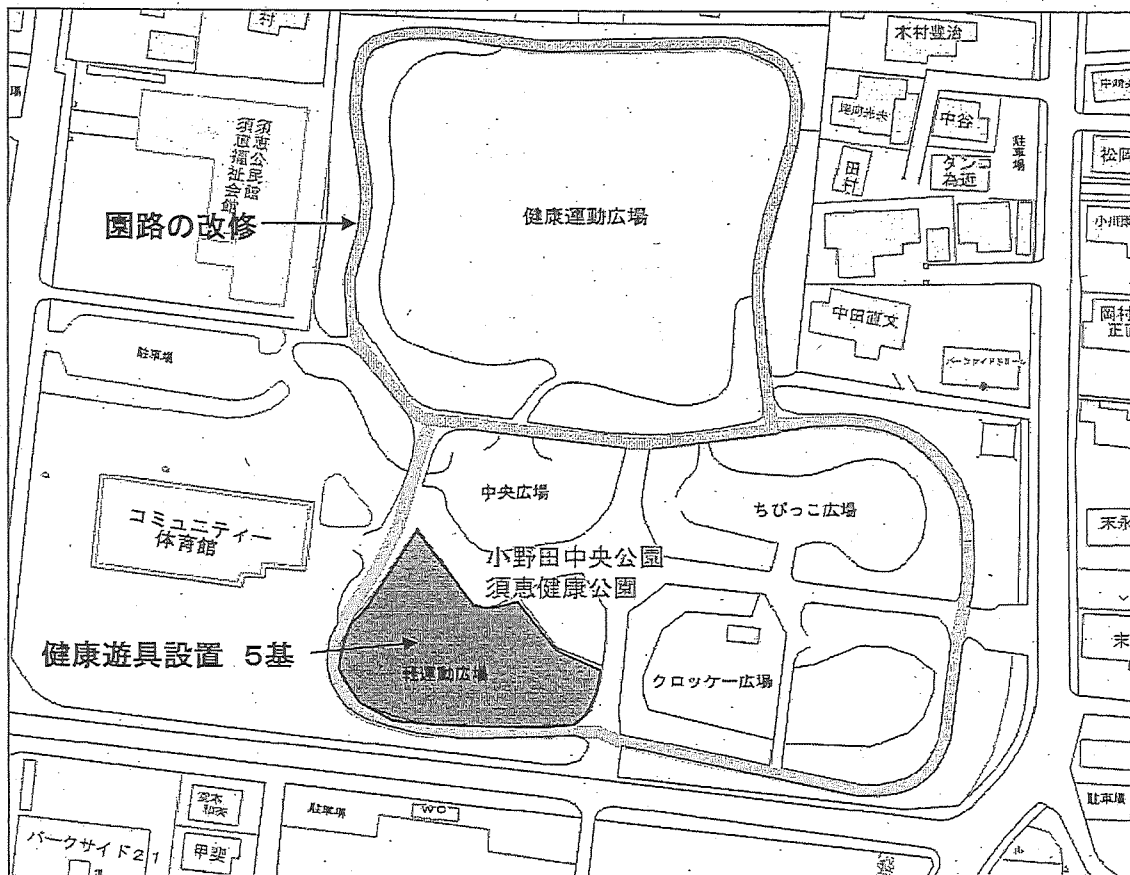
		総事業費	H30(決算額)	R1(予算額)	R2	R3	R4	R5	R6
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。				須恵健康公園	江汐公園	糸根公園		
					工事請負費 6,600	工事請負費 10,000	工事請負費)		
					(健康遊具設置)	(健康遊具設置)	(健康遊具設置)		
					工事請負費(園路改修) 8,100	工事請負費(園路改修) 15,000	工事請負費(園路改修)		
	合計		0	0	14,700	25,000		0	0
財源内訳/割合	国庫支出金								
	県支出金								
	地方債				75%	6,000			
	その他				まちづくり魅力基金	6,600			
	一般財源					2,100	25,000		
	合計	0	0	0	14,700	25,000		0	0

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	特記事項
地方債:一般単独(一般)	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	

【スマイルエイジングパーク事業】

○須恵健康公園

事業内容・・・健康遊具設置、園路改修



健康遊具の設置
 軽運動広場に5基設置
 遊具の種別は、健康増進課と調整する

園路(ウォーキングコース)の改修
 現況・・・幅2.5m、延長645m
 表面は、ゴムチップ舗装
 改修延長・・・約80m.
 (舗装の亀裂や剥がれ、盛り上がり等、
 つまづきやすい箇所の改修)

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)	
	3	都市基盤	22	適正な土地利用の推進	1	適正な土地利用の推進
	実施計画名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	事務事業名	
	都市計画見直し事業				用途地域見直し事業	

事業概要	都市計画マスタープランに示す土地利用方針と現在の用途地域が著しく乖離している区域を対象として用途地域の見直しを行う。 令和元年度は、現況調査、見直し案の作成を行い、令和2年度は、住民説明会、都市計画変更手続きを行う。	対象	市全域
		手段	用途地域変更案を作成し、関係機関や市民との合意形成を図る。
		意図	土地利用の適正な誘導

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R1の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		H30	R1(4月~7月)	R2	R3	R4
1	説明会回数 活動			2回		
2	業務進捗率 活動		50% 0% 0.0%	100%		
3						

令和2年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえた令和2年度以降の取組方針	令和元年度は、順調に事業が進捗しており、令和2年度は、予定通り住民説明会、都市計画変更手続きを行う。		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	都市計画マスタープランの改定に基づき行う事業であり、総合計画の施策に沿う事業である。	3	35
	自治体関与の妥当性	都市計画法により市が関与すべきものである。	5	
	対象(受益者)の妥当性	市全域が対象である。	5	
有効性	事業の優先度	都市計画法に基づき変更手続きをするものである。	5	
	類似事業の存在	行っていない。	5	
	個別計画・政策との整合性	都市計画マスタープランに即した適正な土地利用の規制・誘導	3	
効率性	実施主体の適正化	市が実施すべきものである。	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めることは適当ではない。	3	
	コスト効率	入札にて請負金額を決定するため妥当である。	3	

事業期間	R1	年度	~	R2	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	8	土木費		項	5	都市計画費		目	1	都市計画総務費	
	細目	1	都市計画総務費				細々目	3	都市計画変更事業費			

(単位:千円)

		総事業費	H30(決算額)		R1(予算額)		R2		R3		R4		R5	R6
支出内訳					調査委託料	7,457	調査委託料	6,708						
							消耗品費	250						
		合計	14,415		0	7,457	6,958		0		0		0	0
財源内訳/割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源	14,415			7,457	6,958								
	合計	14,415		0	7,457	6,958		0		0		0	0	0

・繰越明許費がある場合は、記載すること。

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	令和元年度債務負担行為:調査委託料7,457,000円 令和2年度債務負担行為:調査委託料6,708,000円

【用途地域見直し事業】

用途地域の見直しを2カ年で行う。

令和元年度	7,457千円	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し地区の抽出 ・現況調査 ・関係機関や関係部署との検討会議資料作成 ・見直し案の作成
令和2年度	6,708千円	<ul style="list-style-type: none"> ・住民説明会の開催 ・関係機関や関係部署との検討会議資料作成 ・都市計画変更手続きに伴う図書作成 ・見直しデータ処理
合計	14,165千円	

令和2年度には、用途地域の見直しパンフレットを配布するため、請負業者作成のデータを印刷する予算を計上する。

印刷用紙（A3、A4）	250,000円
-------------	----------

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)	
	3	都市基盤	18	住環境の確保	2	公営住宅の適正管理
	実施計画名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	事務事業名	
	市営住宅長寿命化事業				市営住宅外壁改修工事	

事業概要	本事業は経年劣化により外壁の落下の危険がある市営住宅の外壁改修工事である。現在、剥離やひび割れなどが発生しており、外壁落下の危険を伴うため、工事により危険を排除し、建物自体の長寿命化を図る。		対象	市営住宅の外壁
			手段	工事による改修
			意図	市営住宅の安全性、機能性の確保及び計画修繕による建物の長寿命化

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R1の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		H30	R1(4月～7月)	R2	R3	R4
1	市営住宅外壁改修工事の施工 成果			1棟	4棟(要見直し)	1棟(要見直し)
2						
3						

令和2年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえた令和2年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	総合計画の施策に沿うものであり、妥当である。	3	33
	自治体関与の妥当性	公営住宅法第15条により、市は市営住宅の適正かつ合理的な管理を行うよう努める義務があり、妥当である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	公営住宅の長寿命化を図ることによりライフサイクルコストの削減を図るものであり、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	計画的に実施しなければ躯体の劣化を招き入居者の安全を図れない恐れがある。	3	
	類似事業の存在	類似事業なし。	5	
	個別計画・政策との整合性	市営住宅長寿命化計画に位置づけられている。	5	
効率性	実施主体の適正化	事業対象は市の施設であり、市が維持管理を行う。	3	
	受益者負担の適正化	受益者に負担を求めることは適当でない。	3	
	コスト効率	設計書作成の上、競争入札とするため、適正な価格競争がなされる。	3	

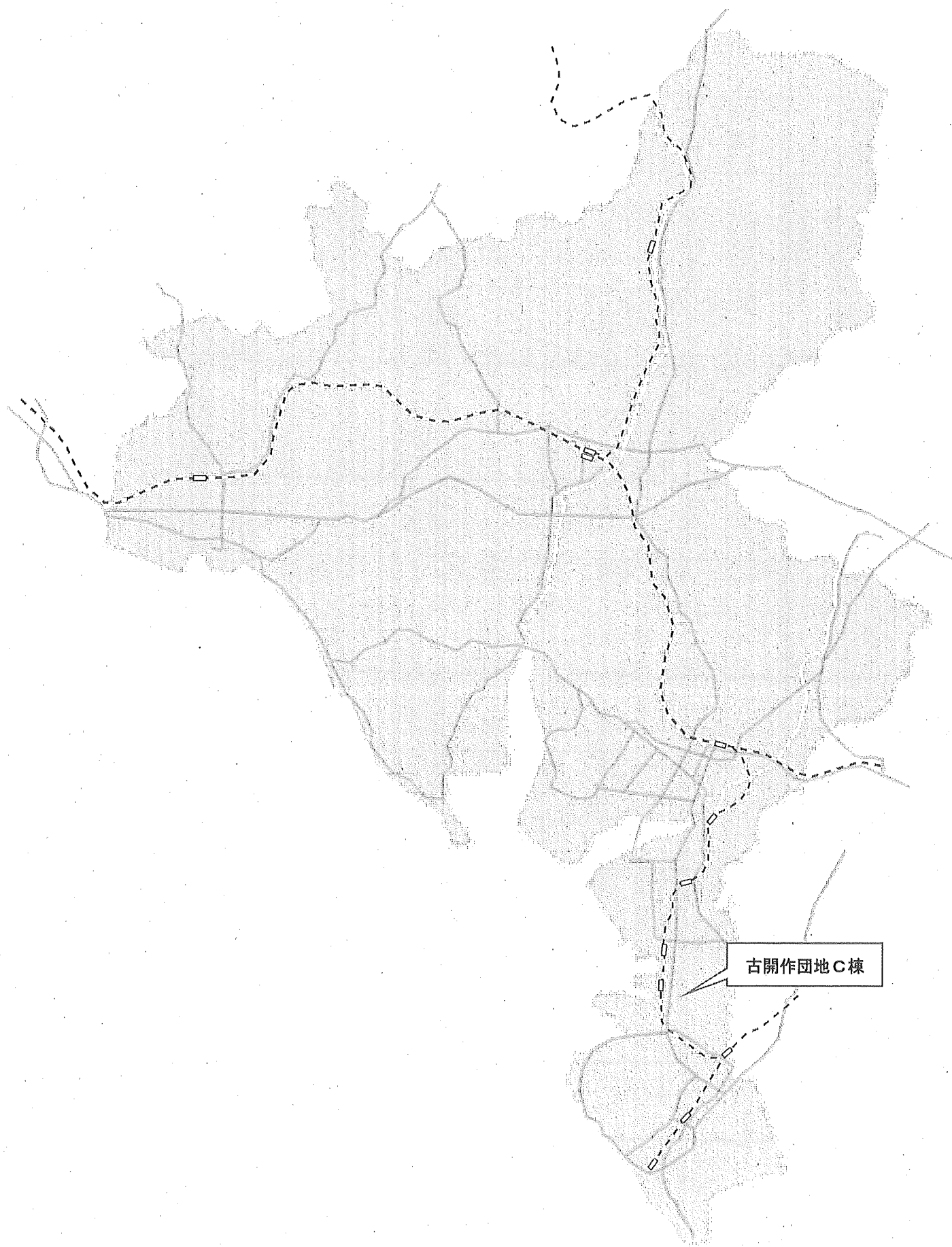
事業期間	R2	年度	~	R7以降	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	8	土木費			項	6	住宅費		目	1	住宅管理費
	細目	1	住宅管理費				細々目	1	市営住宅維持管理費(補助)			

(単位:千円)

		総事業費	H30(決算額)	R1(予算額)	R2		R3		R4		R5	R6
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。				工事請負費		工事請負費		工事請負費			
					(古開作C棟)	40,330	※計画変更のため見直し予定		※計画変更のため見直し予定			
							(赤崎)	26,265	(本山B棟)	46,529		
							(本山団地A棟)	34,430				
							(古開作D棟)	53,095				
							(古開作E棟)	53,095				
	合計		0	0		40,330		166,885		46,529	0	0
財源内訳/割合	国庫支出金				1/2	20,165	1/2	83,442	1/2	23,264		
	県支出金											
	地方債				充当率100%	20,100	充当率100%	83,400	充当率100%	23,264		
	その他											
	一般財源					65		43		1		
	合計	0	0	0		40,330		166,885		46,529	0	0

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	特記事項
社会資本整備事業総合交付金(公営住宅等ストック総合改善事業)・国土交通省住宅局・山口県土木建築部住宅課	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	

R2 市営住宅外壁改修工事 対象団地 位置図



施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)	
	3	都市基盤	21	道路・交通網の充実	2	持続可能な地域公共交通網の形成
	実施計画名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	事務事業名	
	地域交通推進事業				交通系ICカード導入事業	

事業概要	交通系ICカードの導入は、利用者の運賃支払が便利になるだけでなく、乗継割引や高齢者及び学生割引など、独自の割引メニューの設定を可能にする。また、交通事業者においても、不正乗車の防止や乗降調査が安易になるなどメリットが多いが、一方では、高額な開発費や維持費の負担等が導入の際の支障となっている。現在は、県の主導により、全県的な取組として導入をスタートさせたところである。(※R2年度以降、事業者単位で順次導入を進める。)		対象	公共交通
			手段	交通系ICカードの導入、維持
			意図	地域公共交通の利用促進

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R1の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		H30	R1(4月～7月)	R2	R3	R4
1	ICカードの導入			導入		
2						
3						

令和2年度に向けた評価		
	成果	コスト
前年評価(A)		
事中評価(B)		
(A)と(B)を踏まえた令和2年度以降の取組方針		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	総合計画の施策に沿った生活交通充実のための事業であり妥当である。	3	33
	自治体関与の妥当性	地域公共交通網形成計画に基づき公共交通の利便性向上を図る事業であるとともに、県、バス事業者と協調して行う事業であり妥当である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	公共交通の効率化、利便性の向上を図る事業であり妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	県が主導する事業であり、県内全域で取り組んでいくこととしている。	3	
	類似事業の存在	類似事業なし。	5	
	個別計画・政策との整合性	地域公共交通網形成計画に関連する事業である。	5	
効率性	実施主体の適正化	「公共交通維持」の観点から、市が県、バス事業者と協調して行う事業である。	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めることは、適当ではない。	3	
	コスト効率	最低限の費用負担で実施する事業であり、ICカードの導入で利用促進が図られることにより、地方バス路線維持費補助金の抑制にも寄与する。	3	

事業期間	R2	年度	~	R7以降	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無	
予算費目	款	7	商工費			項	1	商工費			目	1	商工総務費
	細目	1	商工総務費				細々目	7	地域公共交通活性化事業				

(単位:千円)

		総事業費	H30(決算額)	R1(予算額)	R2	R3	R4	R5	R6
支出内訳					バス活性化	2,289			
					システム整備費 補助金				
		合計		0	0	2,289	0	0	0
財源内訳/割合	国庫支出金								
	県支出金								
	地方債								
	その他								
	一般財源				2,289				
	合計	0	0	0	2,289	0	0	0	0

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	特記事項
国庫補助及び県補助の対象となる予定(所管 国:国土交通省、県:交通政策課)。バスカードの整備時と同様に、市町にも補助金を求めるものとなる見込み(事業者負担有)。	「山陽小野田市公共交通網形成計画」では、バス路線における幹線と支線を明確化し公共交通網の再編を図ることとしており、乗り継ぎが必要となる路線の設定が想定される。ICカード導入により、乗り継ぎ割引が簡易にできることから、ICカード導入は公共交通網再編にとっても有効な事業となる。
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	

◇交通系ICカード導入事業について

＜概要＞

高齢化や人口減少等を主な要因とし、地方都市の乗合バスについては利用者が減少傾向にあります。山口県では、バス事業者や県内各市町等を構成団体とする「山口県生活交通確保維持改善協議会」を設置し、生活交通の維持、活性化に努めていますが、利用者を維持していくことは容易ではなく、交通事業者、自治体のいずれにとっても、持続可能な公共交通体系の構築が課題となっているところです。

県内の路線バスにおいては、利便性の向上を図ることを目的とし、以前より磁気カード型のバスカードによる運賃決済が導入されています。しかし、近年ICカードが主流となってきたことにより、磁気カードの需要は低下し、現行のバスカード及びバスカードの読取機の生産が終了することとなったため、県の主導により、県内路線バスへのICカードシステム導入が進められているところです。

このたびの予算要求は、本市バス路線の運行主体の一つであるサンデン交通株式会社が、令和2年度において交通系ICカードを導入されることに対し、県や関係市町と協調して補助金による導入支援を図るためのものです。

＜補助対象事業者＞

サンデン交通株式会社

＜補助率＞

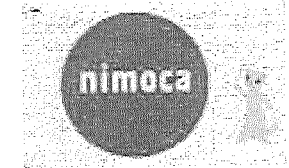
- ・国 : 1/3
- ・県 : 1/6 (※市町の補助額が補助対象経費の1/6以上であること)
- ・市町 : 1/6 (※路線が複数市町に跨る場合、実車キロで按分)

＜補助金額＞

- 2, 289千円 (市町負担金額を本市運行距離で按分)
- ※補助対象経費 ≒ 413,100千円
- ※市町負担金額 = 68,848千円

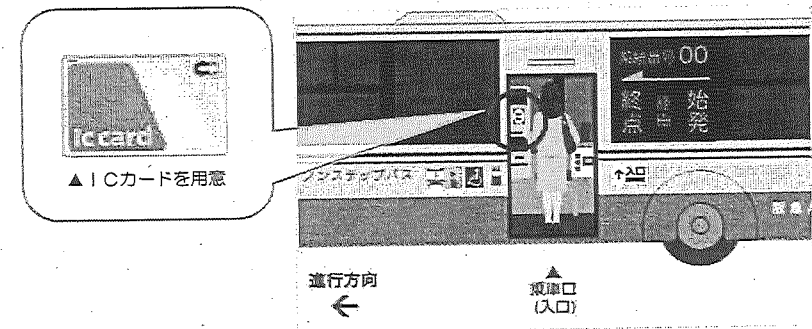
＜交通系ICカード＞

公共交通利用者の利便性の向上を目的とし、運賃をキャッシュレスで支払うことが可能です。また、カード残額をチャージすることもできるため、1枚所持していれば繰り返し使用することができます。交通運賃にだけ利用できるカードもあれば、加盟店での買物などにも使えるカード、クレジット機能を備えたカードなど種類も様々です。

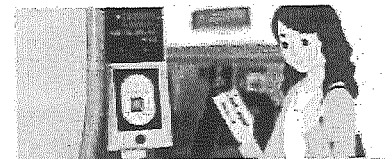


【▲西鉄バスが発行するニモカ】

【ICカードを利用したバスの乗り方】



【乗車時】



【降車時】



施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)	
	3	都市基盤	21	道路・交通網の充実	2	持続可能な地域公共交通網の形成
	実施計画名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	事務事業名	
	地域交通推進事業				高泊地区新規公共交通導入事業	

事業概要	<p>平成30年度に策定したバス路線再編計画において、高泊地区を運行するコミュニティバス路線については、より有効な交通手段への転換を検討するよう位置付けている。将来的な発展性も含めて考えた際に、路線バスではなく、高泊地区を面的にカバーするような交通手段の導入が望ましいと考えるが、最終的な決定までには、現在のバス利用者を含め地域や交通事業者との意見交換等が必須であり、交通コンサルを活用しながらバス路線に代わる交通手段の導入を図る。</p>		対象	高泊地区を運行するコミュニティバス路線
			手段	バス路線から新たな交通手段への転換を検討(交通系コンサルタントへ業務委託)
			意図	公共交通の利便性・有効性の向上による利用促進

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R1の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		H30	R1(4月～7月)	R2	R3	R4
1	地域意見交換会の開催 活動			3回		
2						
3						

令和2年度に向けた評価		
	成果	コスト
前年評価(A)		
事中評価(B)		
(A)と(B)を踏まえた令和2年度以降の取組方針		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	総合計画の施策に沿った生活交通充実のための事業であり妥当である。	3	33
	自治体関与の妥当性	地域公共交通網形成計画に基づき公共交通の利便性向上を図る事業であり妥当である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	新規公共交通手段の導入により、当該地区における公共交通利便性が高まることから妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	地域公共交通網形成計画に基づき公共交通の利便性向上を図る事業である。	3	
	類似事業の存在	類似事業なし。	5	
	個別計画・政策との整合性	地域公共交通網形成計画に関連する公共交通網の維持を目的とした事業であり整合性がある。	5	
効率性	実施主体の適正化	「公共交通維持」の観点から市が主体となって行う事業である。	3	
	受益者負担の適正化	利用者は運賃を負担する。	3	
	コスト効率	最低限の費用負担で実施している事業である。	3	

事業期間	R2	年度	~	R2	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	7	商工費			項	1	商工費		目	1	商工総務費
	細目	1	商工総務費				細々目	7	地域公共交通活性化事業			

(単位:千円)

		総事業費	H30(決算額)	R1(予算額)	R2	R3	R4	R5	R6
支出内訳					バス路線再編	3,047			
					支援業務委託料				
	合計		0	0	3,047	0	0	0	0
財源内訳/割合	国庫支出金								
	県支出金								
	地方債								
	その他								
	一般財源				3,047				
	合計	0	0	0	3,047	0	0	0	0

・繰越明許費がある場合は、記載すること。

202

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	

◇高泊地区新規公共交通導入支援事業について

<概要>

本市では、公共交通のマスタープランとなる「山陽小野田市地域公共交通網形成計画」を策定し、持続可能な公共交通網の実現に向けた取組に努めているところです。平成30年には、網計画に基づき「山陽小野田市路線バス再編計画」を作成し、今後における路線バスの効率化等について具体的な再編内容を示しており、高泊地域については路線バスから面的な交通手段への転換を検討することと位置付けています。

高泊地域では、現在、高畑・高泊循環線というコミュニティバス路線が運行しています。しかし、利用される方は多くなく、経路の見直し等の必要性を感じているところですが、道路幅が狭小な箇所も多いため、今以上にバス路線を拡大していくことが困難です。お住いの方の意見等を伺いながら、地域の実情に即した公共交通手段の導入を図るため、専門的な知識や豊富な経験を有するコンサルタント会社への業務委託が必要であると考えています。

<委託料>

3,047千円

<委託業務内容>

- ・意見交換会やワークショップの開催支援
- ・地域公共交通会議での支援
- ・意見の集約、分析の支援

など

【現行の高畑・高泊循環線】



高畑・高泊循環線は高畑方面から市民病院までの運行とし、市民病院から西側については新たな交通手段の導入を検討する。

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)			小項目(基本事業)	
	4	産業・観光	27	商業の振興		1	商業振興支援の充実
	実施計画名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	事務事業名		
	商業振興支援事業		新 新	1-(1) 3-(1)	ガラスのブランド化推進事業		

事業概要	<p>本市では、公設ガラス工房「きららガラス未来館」の活用や全国規模の現代ガラス展を開催するなどガラスによるまちづくりに取り組んでいる。当該施設は、指定管理により小野田ガラス㈱が運営しており、この会社には、全国的な知名度がある西川 慎氏、池本美和氏のほか、4人の若手作家が在籍し、自身のガラス作家活動をしながら体験学習の指導等に従事している。小野田ガラス㈱と協力し、ガラス作品をブランド化することにより商品の販売に力を入れ、ガラスを本格的に産業化するとともに市のガラス文化の知名度アップを図る。</p>					対象	市内で製造されるガラス作品
						手段	ガラス作品のブランド化
						意図	ガラスのブランド化による特産品の開発、産業振興、雇用の創出のほか、市の知名度の向上を図る。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R1の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		H30	R1(4月~7月)	R2	R3	R4
1	ガラスのブランド化の実施 活動			計画策定	基礎づくり	販路開拓
2						
3						

令和2年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえた令和2年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	市内の生産品のブランド化は総合計画における重点プロジェクトに該当する。	5	35
	自治体関与の妥当性	山陽小野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載された産業振興に資する事業である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	ガラスのブランド化により観光振興、産業振興など広く市内事業所に波及効果があるため妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	地域ブランドの確立は総合計画の前期の重点プロジェクトであり、積極的に推進する必要がある。	5	
	類似事業の存在	なし	5	
	個別計画・政策との整合性	山陽小野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載された産業振興に資する取組である。	3	
効率性	実施主体の適正化	本市の地域資源を活用した産業振興等に資する事業であるため市が主体となることは妥当である。	3	
	受益者負担の適正化	市が先導することで、地域ブランド(特産品)を作り上げる事業であり、受益者負担を求めることが適当でない。	3	
	コスト効率	必要最低限の経費を見込んでいる	3	

事業期間	R2	年度	~	R4	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	有
予算費目	款	7	商工費			項	1	商工費		目	2	商工振興費
	細目	1	商工振興費				細々目	1	商工振興費			

(単位:千円)

		総事業費	H30(決算額)	R1(予算額)	R2	R3	R4	R5	R6		
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。				ブランド化推進事業委託料	12,200	ブランド化推進事業委託料	20,000	ブランド化推進事業委託料	18,000	
						委員報償費	48	委員報償費	48	委員報償費	48
	合計		0	0	12,248	20,048	18,048	0	0		
財源内訳/割合	国庫支出金				50%	6,124	50%	10,024	50%	9,024	
	県支出金										
	地方債										
	その他										
	一般財源					6,124	10,024	9,024			
	合計	0	0	0	12,248	20,048	18,048	0	0		

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	特記事項
地方創生推進交付金を活用する予定(R2~R4年度) ※事業費の1/2補助	<ul style="list-style-type: none"> ・市、観光協会、商工会議所、小野田ガラス㈱などで構成するブランド化実施委員会を立ち上げてブランド化の内容を決める。事業自体はブランド化のノウハウのあるコンサルタント業者に委託する。(※組織の構成は未定) ・ブランドが完成した後は小野田ガラス㈱が運営していく。
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	

ガラスのブランド化推進事業 概要

【経済部商工労働課】

1 目的

市内で活動するガラス作家の作品をブランド化することにより商品の販売に力を入れ、ガラスを本格的に産業化するとともに市のガラス文化の知名度アップを図ります。

2. 目標とする効果

- ・ブランド化による地域経済の活性化やふるさと納税の増加、雇用の創出（ガラス作家の定住促進など）
- ・きららガラス未来館及び当館が所在する焼野海岸一帯の交流人口の増加
- ・ガラスのブランド化との相乗効果による更なる文化振興

3 事業内容

3年間でガラスのブランド化を実施する。

1年目

- ・推進体制の整備及び2年間（当事業の2年目、3年目）の具体的なブランド化に係る事業計画を策定する。
- ・ブランドのテーマ、コンセプト及び商品開発・販路開拓計画を作成する。

2年目

- ・1年目に策定する戦略に沿ってブランドの構築の事業を展開する。
- ・本市のガラス文化を具現化するブランド名、象徴するロゴ、それらを紹介するWebサイトを構築する。
- ・1年目で設定する効果的なターゲットに対する各種プロモーションを実施する。

3年目

- ・3年目から2年目に実施したメインターゲット層からサブターゲット層へプロモーション範囲を拡大する。

※2年目、3年目の事業は1年目に計画を策定するため一例として掲載している。

※事業の進め方については、専門のコンサルタント業者に委託する。

4 組織等

市、観光協会、商工会議所、小野田ガラス(株)などで構成するブランド化実施委員会（仮称）を立ち上げ事業を実施する。 ※構成については未定

5 予算

- | | |
|---------------------------|-----------|
| ・ブランド化に係るコンサルタント業者などへの委託料 | 12,200千円 |
| ・ブランド化推進協議会（仮称）委員報酬 | 48千円 |
| | 計12,248千円 |

6 その他

- ・地方創生推進交付金を活用して事業を実施する予定にしている。

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)			小項目(基本事業)		
	4	産業・観光	28	農業の振興		2	農業の生産基盤の整備	
	実施計画名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	事務事業名			
	農業基盤整備事業				農業振興地域整備計画事業			

事業概要	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、国及び県計画との整合性に留意し、都市的土地利用と農業的土地利用との調整を図りつつ、農業振興地域全体の見直しを図る。現計画の策定年度は平成22年度であり、概ね10年を経過しているため、また都市計画マスタープランに基づき用途地域の見直しが実施され、それとの整合性を図る必要があるため、平成31年度より見直しに着手する。		対象	農業振興地域
			手段	基礎調査の実施、基礎調査結果に基づく農振計画基礎資料作成、基礎資料に基づく整備計画の策定
			意図	農用地区域に指定された区域に対し、農業の振興に必要な施策を計画的、集中的に行う。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R1の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		H30	R1(4月～7月)	R2	R3	R4
1	農業振興地域整備計画見直し業務 活動		調査	整備計画策定		
			アンケート			
			20.0%			
2						
3						

令和2年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえた令和2年度以降の取組方針	令和2年10月の計画策定に向け、引き続き取組む。		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	農業の振興に寄与するものであり、妥当である。	3	33
	自治体関与の妥当性	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、実施するものであり、妥当である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	農業振興地域全域が対象であり、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	現在の計画の策定年度は平成22年度であり、概ね5年をごとに基礎調査を行うことと定められている。	3	
	類似事業の存在	なし。	5	
	個別計画・政策との整合性	都市計画マスタープランに基づき実施される用途地域の見直しとの整合性を図る必要がある。	5	
効率性	実施主体の適正化	農業振興地域の整備に関する法律において、市が計画を策定することと定められている。	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めることは適当でない。	3	
	コスト効率	入札等にて委託業者を決定する予定である。	3	

事業期間	R1	年度	~	R2	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	6	農林水産業費			項	1	農業費		目	3	農業振興費
	細目	1	農業振興地域整備計画事業費				細々目	1	農業振興地域整備計画事業費			

(単位:千円)

		総事業費	H30(決算額)		R1(予算額)		R2		R3		R4		R5	R6
支出内訳					消耗品費	100	消耗品費	50						
					通信運搬費	606								
					計画策定委託料	7,414	計画策定委託料	4,895						
	合計		0	8,120		4,945		0		0		0	0	0
財源内訳/割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源				8,120		4,945							
	合計	0	0	8,120		4,945		0		0		0	0	

・繰越明許費がある場合は、記載すること。

210

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	○農業振興地域整備計画及び基礎資料策定業務 ・契約先 株式会社 パスコ ・契約日 令和元年6月26日 ・契約金額 11,550,000円(令和元年度 6,655,000円 令和2年度 4,895,000円)
農業振興地域の整備に関する法律	

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)	
	4	産業・観光	28	農業の振興	1	農業経営体の育成・強化
	実施計画名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	事務事業名	
	農地利用適正化事業				農地利用最適化推進事業	

事業概要	農地利用最適化推進委員が農業委員と連携し、農地等の利用の最適化の推進(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)に積極的に取り組む。		対象	農地の所有者及び耕作者
			手段	農地法及び農業委員会法に基づき、担当地区において農地パトロール、農地相談、農地利用状況調査、遊休農地の利用意向調査などを実施する。
			意図	農用地区農地の担い手への集積・集約化を図るとともに、遊休農地の発生防止及び解消に努める。また、新規参入を促進し農地利用の最適化を促進する。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R1の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		H30	R1(4月～7月)	R2	R3	R4
1	担い手への農地集積面積 (第二次山陽小野田市総合計画より)	成果	耕地面積の33%	耕地面積の33%	耕地面積の33%	耕地面積の33%
			未定			
2	遊休農地の解消面積 (R1年度からは農地等の利用の最適化の推進に関する指針より)	成果	8.6ha	8.6ha	8.6ha	8.6ha
			未定			
3						

令和2年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえた令和2年度以降の取組方針		農地利用適正化を推進していく。	

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	農地利用最適化推進委員が農地利用最適化事業を実施することで、後継者や耕作放棄地の問題が解消できる。	3	35
	自治体関与の妥当性	農地利用最適化推進委員は、農業委員会等に関する法律に基づき設置されるものである。	5	
	対象(受益者)の妥当性	対象は、市内の農地の所有者及び耕作者である。	5	
有効性	事業の優先度	農業委員会等に関する法律第2条に基づき、農地利用の最適化に要する経費について、交付金が交付される。	5	
	類似事業の存在	行っていない。	5	
	個別計画・政策との整合性	農業委員会で農地利用最適化に関する指針を作成し、その指針に基づき農地利用最適化推進委員が活動する。	3	
効率性	実施主体の適正化	農業委員会等に関する法律に基づき実施する。	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めることが適当でない事業である。	3	
	コスト効率	実績に応じて交付金が交付される。	3	

事業期間	R1	年度	~	R7以降	年度	予算種別	継続	経常	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	6	農林水産業費			項	1	農業費		目	1	農業委員会費
	細目	1	農業委員会事務局費				細々目	1	農業委員会事務局費			

(単位:千円)

		総事業費	H30(決算額)		R1(予算額)		R2		R3		R4		R5	R6	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。				委員報酬(能率給)	15,606	委員報酬(能率給)	15,606	委員報酬(能率給)	15,606	委員報酬(能率給)	15,606			
	合計		0	15,606		15,606		15,606		15,606		15,606	0	0	
財源内訳/割合	国庫支出金														
	県支出金			100%	15,606	100%	15,606	100%	15,606	100%	15,606				
	地方債														
	その他														
	一般財源														
	合計	0	0	15,606		15,606		15,606		15,606		15,606	0	0	

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	特記事項
県支出金:農地利用最適化交付金 所管部署:山口県農林水産部農業振興課	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
農業委員会等に関する法律、農地利用最適化交付金事業実施要綱	

農地利用最適化交付金事業について

令和2年2月
農業委員会事務局

I 目的

農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会の必須事務とされた農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進する。

II 農地利用の最適化に向けた活動

- ① 実質化された人・農地プランに係る活動
- ② 担い手への農地集積・集約化推進活動
- ③ 遊休農地の発生防止・解消活動

III 活動実績に応じた交付金

農地利用最適化交付金事業実施要綱の定めるところにより、IIの農地利用の最適化に向けた活動を行った農業委員会に対し、次の計算方法により、各農業委員及び推進委員の上限額を算出した上で、農業委員会の全委員分を合計したものを農業委員会の上限額として交付する。

〔計算方法〕

事業実施年度の4月1日から12月末日までの農業委員会の農地集積・集約化のための活動日数の割合が30%以上の農業委員会の場合。

各農業委員及び推進委員の上限額

$$6 \text{ 千円/月} \cdot \text{人} \times 12 \text{ 月 (毎月活動したとして)} = 72,000 \text{ 円}$$

農業委員会の上限額

$$72,000 \text{ 円} \times 28 \text{ 人} = 2,016 \text{ 千円}$$

事業実施年度の4月1日から12月末日までの農業委員会の農地集積・集約化のための活動日数の割合が3.0%未満の農業委員会の場合。

各農業委員及び推進委員の上限額

$$5 \text{ 千円/月} \cdot \text{人} \times 12 \text{ 月 (毎月活動したとして)} = 60,000 \text{ 円}$$

農業委員会の上限額

$$60,000 \text{ 円} \times 28 \text{ 人} = 1,680 \text{ 千円}$$

予算については、農地集積・集約化のための活動日数の割合が30%以上の場合で計算して、1人当たり72,000円(ア)

IV 成果実績に応じた交付金

農地利用最適化交付金事業実施要綱の定めるところにより、IIの農地利用の最適化に向けた活動の実施により、「担い手への農地集積・集約化」及び「遊休農地の発生防止・解消」の成果を上げた農業委員会に対し、次の計算方法により得られる額を交付する。

〔計算方法〕

$$\text{算定額(円)} = \text{農業委員及び推進委員の人数} \times 14 \text{ 千円} \times 12 \text{ 月} \\ \times (\text{成果による評価点} \div 9)$$

$$13,589,334 \text{ 円} \div 28 \text{ 人} \times 14 \text{ 千円} \times 12 \text{ 月} \times ((13 \text{ 点} + 13 \text{ 点}) \div 9)$$

→ 成果実績に応じた報酬額

$$1 \text{ 人当たり } 485,333 \text{ 円 (イ)}$$

※ (ア) + (イ) = 557,333 円 (1人当たりの能率給の上限)

V 成果による評価点の求め方

①担い手への農地集積の成果による評価点

a 単年度集積基準面積

平成26年3月末日時点の農地集積面積を基に、農地利用最適化交付金事業実施要綱の算式により定める。

平成26年3月末日の農地集積面積	372ヘクタール
↓	
単年度集積基準面積	28ヘクタール

b 成果による評価点

令和2年度の場合は、令和2年1月～12月の農業委員会の活動による担い手への農地集積面積について、上記枠内の単年度基準面積に対する達成度を評価する。

達成度が130%以上 → 集積面積36.4ヘクタール以上 → 13点
} (別表参照)

達成度が40%未満 → 集積面積11.2ヘクタール未満 → 0点

②遊休農地の発生防止・解消の成果による評価点

a 単年度解消目標面積

平成27年度の遊休農地面積を基に、農地利用最適化交付金事業実施要綱の算式により定める。

平成27年度の遊休農地面積	82ヘクタール
↓	
単年度解消目標面積	13ヘクタール

b 成果による評価点

令和2年度の場合は、令和元年の遊休農地面積から令和2年の遊休農地面積を減じて得た面積の75%について、上記枠内の単年度解消目標面積に対する達成度を評価する。

達成度が130%以上 → 解消面積16.9ヘクタール以上 → 13点
} (別表参照)

達成度が40%未満 → 解消面積5.2ヘクタール未満 → 0点

(別表)

① 担い手への農地集積・集約化

農業委員会の活動による農地集積・集約化面積について、単年度集積基準面積に対する達成度を評価する。

ア 評価点

実績	評価点
(ア) 達成度が130%以上	13点
(イ) 達成度が120%以上	11点
(ウ) 達成度が110%以上	9点
(エ) 達成度が100%以上	7点
(オ) 達成度が90%以上	6点
(カ) 達成度が80%以上	5点
(キ) 達成度が70%以上	4点
(ク) 達成度が60%以上	3点
(ケ) 達成度が50%以上	2点
(コ) 達成度が40%以上	1点
(サ) (ア) から (コ) までに該当しない農業委員会	0点

② 遊休農地の発生防止・解消

遊休農地の解消面積の75%について、単年度解消面積に対する達成度を評価する。

ア 評価点

実績	評価点
(ア) 達成度が130%以上	13点
(イ) 達成度が120%以上	11点
(ウ) 達成度が110%以上	9点
(エ) 達成度が100%以上	7点
(オ) 達成度が90%以上	6点
(カ) 達成度が80%以上	5点
(キ) 達成度が70%以上	4点
(ク) 達成度が60%以上	3点
(ケ) 達成度が50%以上	2点
(コ) 達成度が40%以上	1点